

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

「幸せの量産」に挑む世界のモビリティカンパニー



平素は「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。本レポートでは、トヨタ自動車の取組みについて、当ファンドの足元の運用状況等とあわせてご報告いたします。

- ポイント1 **DX** >>> ソフトウェア・ファーストで開発が進む未来都市「ウーブン・シティ」
- ポイント2 **水素** >>> 水素エンジン ～雇用・環境両立型のカーボンニュートラル～
- ポイント3 **EV** >>> 未来のバッテリー ～全固体電池の実用化でテスラを抜く可能性も～

トヨタが目指す「幸せの量産」

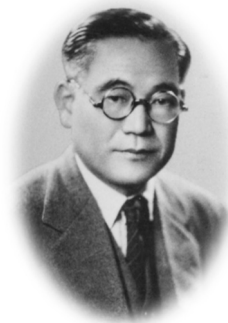
「CASE」(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)にみられる次世代技術の進化により、自動車産業は100年に一度の大変革期にあるといわれています。

トヨタフィロソフィー

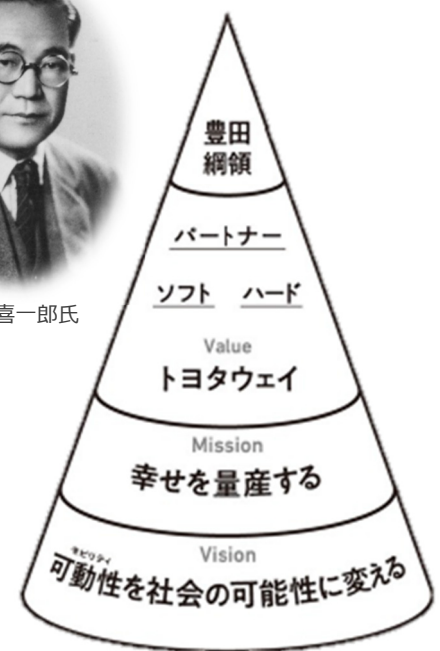
- トヨタ自動車(以下、トヨタ)は2020年、この大変革期を生きる従業員と家族、そして、これからのトヨタを支える次世代のために、トヨタフィロソフィーと題しミッション(果たすべき使命)とビジョン(実現したい未来)をまとめ直しました。
- これは60年以上前、創業者である豊田喜一郎氏を引き継いだ経営陣によってまとめられた「円錐形」がベースとなっています。「可動性(モビリティ=自由に動けること)を社会の可能性に変える」ことを実現するため、トヨタは「幸せの量産」を目指したさまざまな取組みを進めています。

“幸せは、人によっていろいろな形があると思います。
「幸せの量産」とは、決して同じものを大量生産するという意味ではありません。多様化に向き合い、多品種少量を量産にもっていく、これこそがトヨタが目指している「幸せの量産」だと思います。”

(2021年6月 第117回定時株主総会 豊田章男社長の発言から抜粋)



豊田喜一郎氏



(出所) トヨタ自動車ホームページの情報を基に委託会社作成

※上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

ポイント1) ソフトウェア・ファーストで開発が進む未来都市「ウーブン・シティ」

DX

政府は日本が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」を掲げています。

- 「Society 5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の新たな社会を指すもので、国として「第5期科学技術基本計画」（2016～2020年度）で初めて提唱されました。この取組みをリードし、モビリティ社会の実現に向けた開発を担う、トヨタのグループ会社ウーブン・プラネット・ホールディングス（以下、ウーブン・プラネット）の取組みをご紹介します。

 デジタルツイン技術を用いたスマートシティ構想

- ウーブン・プラネットがトヨタと共同で開発する「Woven City」（ウーブン・シティ、静岡県裾野市）は、人々が生活する現実空間のもとで自動運転、モビリティ・アズ・ア・サービス（MaaS）、パーソナルモビリティ、ロボット、スマートホーム技術、人工知能（AI）技術などを導入・検証するための実証都市です。初期はトヨタの従業員やプロジェクト関係者など約2,000人が暮らすことを想定しています。
- この構想における実証実験のポイントはハードウェアではなく、ソフトウェアにあります。実際にモノをつくる前にソフトウェアで仮想環境を用意すれば、事前にシミュレーションでさまざまな実験ができ、少ないリソースで従来以上の開発が可能になると考えられるためです。
- これは現実空間の都市をそのまま仮想空間に再現して「デジタルツイン（双子）」をつくり、街全体をシミュレーションしてから実際に街をつくるという実証実験です。人々の暮らしを支えるあらゆるモノ、サービスが情報でつながる時代を見据え、技術やサービスの開発と実証のサイクルを迅速に回すことによって新たな価値やビジネスモデルが生み出されることが期待されています。

日本が目指すSociety 5.0とは？



デジタルツイン技術のイメージ



（出所）内閣府の資料を基に委託会社作成

※上記は当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。
 ※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

ポイント2) 水素エンジン ～雇用・環境両立型のカーボンニュートラル～

水素

世界では地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて取組みを進め、多くの国・地域が温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを掲げています。

- 電気自動車（EV）の推進はカーボンニュートラル実現のための効果的な解決手段のひとつです。EV化における大きな構造の変化は、動力源が“エンジン”から“モーター”になる点であり、自工会（日本自動車工業会）会長でもある豊田章男社長は、「ゴールはカーボンニュートラルであり、その道はひとつではない」との姿勢を示しています。こうした姿勢の背景には、急速なEV化は、クリーンな電力が限られ、生産コストも高い国内から海外に生産拠点を移すことになるため、約550万人にのぼる自動車産業の雇用への危惧があるようです。
- トヨタは2021年4月、カーボンニュートラルなモビリティ社会の実現に向けて、従来のエンジンを応用したものを動力源とし、燃料を水素に置き換えた「水素エンジン」の開発に取り組むことを発表しました。

高度な技術を生かした日本ならではのカーボンニュートラル 従来のエンジン技術×サステナブルな水素



- 水素エンジンは、水素を燃焼させて酸素と結合させ熱エネルギーとして取り出します。仕組みはガソリンエンジンとほぼ変わりませんが、ごく微量のエンジンオイル燃焼分を除いて二酸化炭素（CO₂）が発生しないことに加え、燃焼速度が速いという特徴があります。
- トヨタが開発する水素エンジンは、ガソリンエンジンで長年蓄積した技術やノウハウを活かしており、BEV（バッテリー式電気自動車）やFCEV（燃料電池自動車）などのEVに比べて市場優位性や価格競争力などが期待されます。足元ではEVのバッテリーに含まれるリチウムの価格が上昇傾向にあることなども、水素エンジンにとって追い風となるものとみられます。
- 豊田章男社長自ら水素エンジン車両でカーレースに出場するなど、水素エンジンは実用化に向けた新たな一歩を踏み出しました。長年培ってきた技術を応用していくことでカーボンニュートラル実現に向けたトヨタの新たな可能性が開かれるとみられます。また、世界的な自動車関連産業の雇用の確保や資源の利活用など、大きな社会的課題の解決につながる事が期待されます。

主要国のガソリン車・ディーゼル車の 新車販売禁止予定

2030年	2035年	2040年
ドイツ	米国 ^{*1}	フランス
英国	中国 ^{*2}	スペイン
アイルランド	日本	
スウェーデン		
イスラエル		

*1：州ごとに異なる。*2：HEV（ハイブリッド式電気自動車）は対象外。

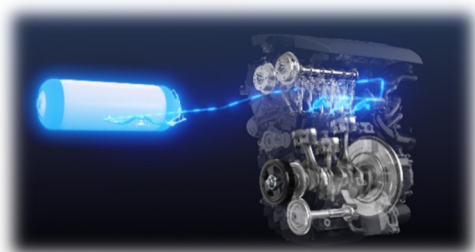
（出所）トヨタ自動車グローバルニュースルームおよび各種資料を基に委託会社作成

※上記は過去の実績、将来の予想および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

トヨタが取り組む水素エンジン

<水素エンジンのイメージ>



<スーパー耐久レースでの様子>



ポイント3) 未来のバッテリー ~全固体電池の実用化でテスラを抜く可能性も~

EV

現在BEV分野で世界をけん引するのはテスラですが、各メーカーは本格的なEV導入に向けて、次世代電池の開発競争にしのぎを削っています。

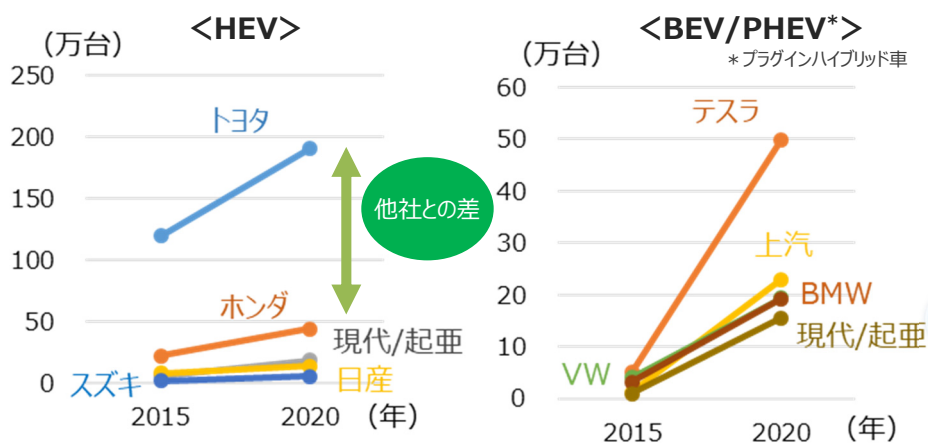
- 次世代電池のなかでも、全固体電池はBEVを普及するうえでの課題（航続距離や充電時間、コスト等）を解決する有力な手段として大きな期待が寄せられています。研究開発が先行する日本では、全固体電池の実用化に向けた動きがいよいよ加速していくものとみられます。



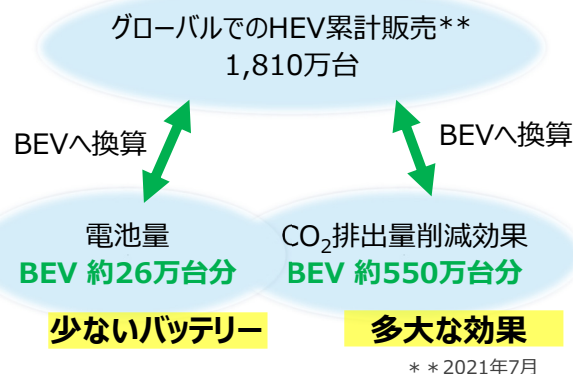
BEV普及のカギを握る全固体電池

- 全固体電池の開発でリードするトヨタは、全固体電池を2020年代前半に実用化する目標を掲げ、まずはHEV（ハイブリッド式電気自動車）に搭載する方針を示しています。
- 全固体電池はBEV向けとしては寿命や均一性等で課題が残りますが、HEVに搭載を進めることでBEV向けの実用化が加速することが期待されています。小さい電池ですでに開発が進んだHEVから搭載し、製造技術を高めながら徐々に開発規模を広げるといった段階を踏むことで市場投入が早まる可能性があるためです。全固体電池の実用化が進めば、トヨタは市場優位性や価格競争力で他社との差を広げることになります。
- トヨタは2020年6月、全固体電池を搭載した車両の走行試験を行い、データを取得できる段階に進みました。さらに改良を重ね、同年8月には公道を走行可能な段階にまで開発が進んでいます。
- トヨタはこれまで販売してきた累計1,810万台分のHEVは、BEV26万台分の電池量かつBEV550万台分のCO₂排出削減効果に換算できると試算しています。HEV技術をBEVに向けてさらに発展させ、電費（電気自動車の燃費）を追求した形で実用化が進めば、BEVでテスラを超える日も視野に入ってくるかもしれません。

EVの販売台数（主要メーカー別）



HEVをBEVへ置き換えた場合の効果



（注）世界販売台数（推定含む）の上位各5社。スズキは日欧販売、テスラは出荷、VWのBEVは生産、上汽は中国販売。

（出所）FOURIN、トヨタ自動車の開示資料を基に委託会社作成

※上記は過去の実績、将来の予想および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

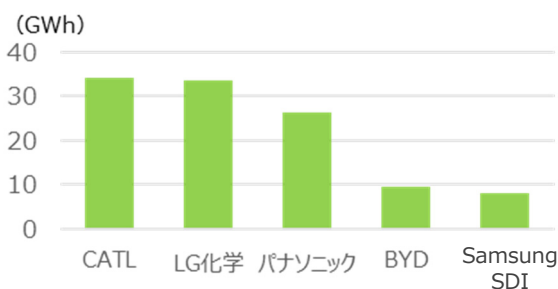
※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。



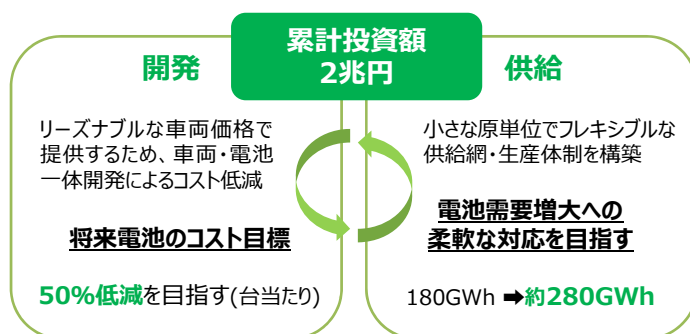
2030年までのトヨタのバッテリー戦略 ～2兆円を投じ電池・車両一体で開発～

- トヨタは「安心、安全、長寿命、高品質、良品廉価、高性能」をコンセプトに掲げ、次世代電池の開発に2030年までに2兆円を投入し、BEVのグローバル販売台数として年間350万台を目指しています。
- 電池を車両と一体で開発することにより、電池の1台当たりコストは50%低減を目指します。供給においては、現在の180GWhから約280GWhに引き上げる準備を進め、将来の需要増大への柔軟な対応を目指します。今後、BEVを含めたEVのさらなる普及が期待されます。

車載用バッテリーの出荷規模（2020年）



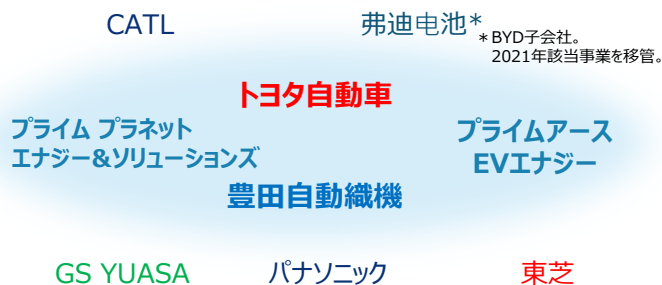
2030年までのトヨタのバッテリー戦略



BEVを含む電動車の普及

バッテリー調達および協業の体制

<トヨタのグループ含む内製の電池生産チーム、およびパートナー連携>



トヨタのBEVラインアップ

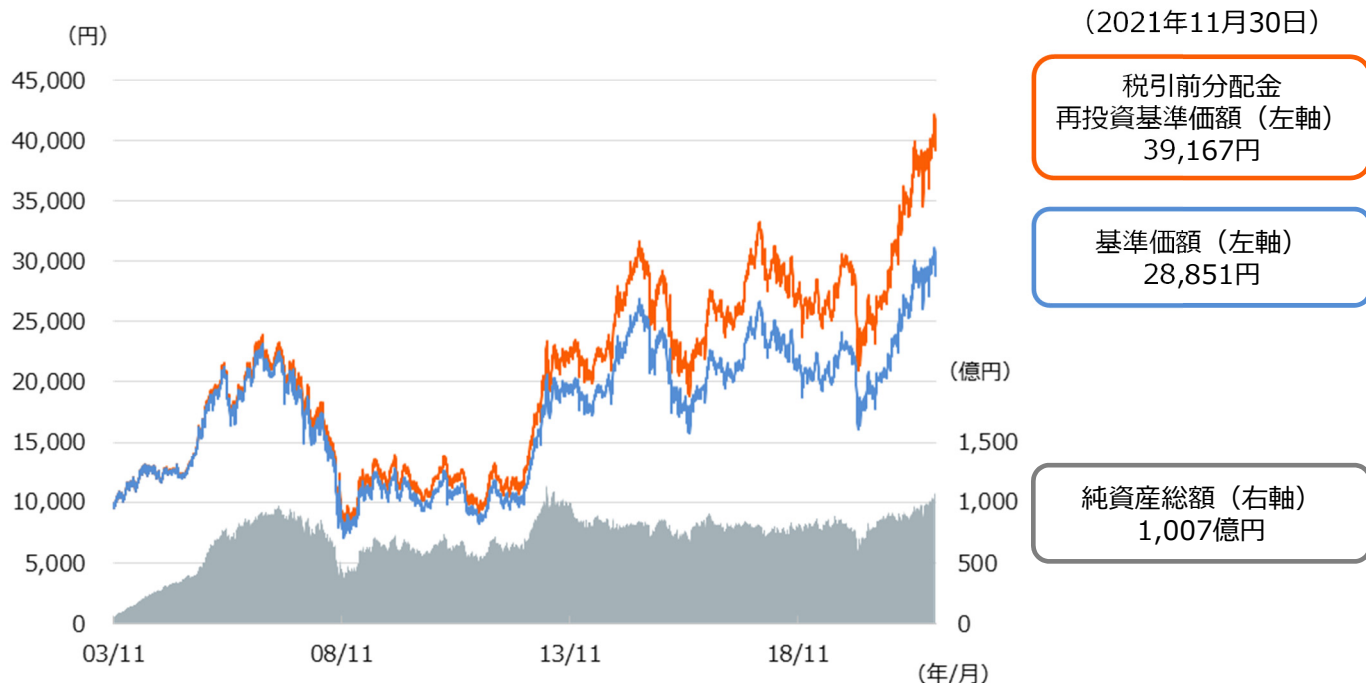


(出所) FOURIN、トヨタ自動車「電池・カーボンニュートラルに関する説明会」(2021年9月)、「バッテリー-EV戦略に関する説明会」(2021年12月)の資料を基に委託会社作成
 ※上記は過去の実績、将来の予想および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。
 ※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

足元の運用状況

基準価額と純資産総額の推移

(2003年11月14日(設定日)～2021年11月30日)



組入上位銘柄

(2021年11月30日現在)

組入銘柄数 19銘柄

	銘柄	業種	比率 (%)	ご参考 個別銘柄収益率 (%)				
				1か月	3か月	6か月	1年	3年
1	トヨタ自動車	輸送用機器	49.9	-0.1	5.5	11.0	46.7	60.0
2	デンソー	輸送用機器	18.9	1.4	9.1	12.0	72.0	72.4
3	豊田自動織機	輸送用機器	8.8	-3.5	1.2	0.6	25.6	71.4
4	豊田通商	卸売業	5.1	0.6	3.2	2.2	40.6	38.5
5	SUBARU	輸送用機器	4.8	-3.9	6.5	1.7	5.9	-20.6
6	アイシン	輸送用機器	3.5	-0.3	0.8	-11.8	39.6	2.9
7	小糸製作所	電気機器	3.0	1.3	-2.6	-7.9	4.6	11.3
8	日野自動車	輸送用機器	1.6	-12.2	0.1	-6.4	5.9	-13.0
9	トヨタ紡織	輸送用機器	1.2	2.5	9.7	7.4	68.3	40.6
10	ジェイテクト	機械	1.0	-1.2	0.4	-12.5	23.9	-25.3

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) 比率は当ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

(注4) 個別銘柄収益率は、2021年11月30日現在における各期間の個別銘柄リターン(配当込み)です。組入銘柄の評価損益を示すものではありません。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

ファンドの特色

- 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - グループ会社とは、トヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。（以下、同じ。）
 - 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。
- 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】

 - トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】

 - 原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
 - トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】

 - 組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。

なお、追加設定・解約等により、四半期毎にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。

 - 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。

※当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入比率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

※当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。
- 株式の実質組入比率は、通常の状態でも高位を保つことを基本とします。
 - ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
 - トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は約50%までとします。ただし、同社以外のグループ会社の各株式の純資産総額に対する比率は35%を超えないものとします。
 - ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

投資リスク

基準価額の変動要因

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2003年11月14日設定）

決算日

毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

※分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に**1.65% (税抜き1.50%)**を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に**年0.759% (税抜き0.69%)**の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○		○			※1
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○	○		
SMBＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○					
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第191号	○					
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○					
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第37号	○					
十六ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
西日本シティＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					
ほくほくＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○					
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○					
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○					
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第3号	○			○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○					
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○					
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第7号	○					

備考欄について

※1 2021年12月20日よりお取扱いを開始する予定です。

販売会社

販売会社名	登録番号	登録金融機関	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○					
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○					
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○					
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第16号	○					
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○					
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第8号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○			○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○		
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号						
足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第144号						
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○					
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号						
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号						
吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第22号						
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号						
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号						
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○					

販売会社

販売会社名	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○					
関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第45号						
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○					
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第47号						
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号						
館林信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第238号						
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号						
東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第52号						
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○					
栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第224号						
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号						
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	○					
豊橋信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第56号						
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○					
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	○					
沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第59号						
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号						
半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第62号						
尾西信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第63号						
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○					
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○					
米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第56号						

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見直しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2021年12月14日